

令和4年度蓮根おとしより相談センター 事業計画書

1 組織・運営体制等

(1) 組織・運営体制

○重点事業・目標の設定

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業における高齢者の見守りと地域課題の検討。 ・医療と介護の連携体制の強化。
重点事業	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 総合相談支援事業 () <input type="checkbox"/> 権利擁護事業 () <input checked="" type="checkbox"/> 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (多職種連携) <input type="checkbox"/> 地域ケア会議の実施 () <input type="checkbox"/> 在宅医療・介護連携推進事業 () <input checked="" type="checkbox"/> 生活支援体制整備事業 (蓮根地区高齢者見守り強化、地域課題の検討) <input type="checkbox"/> 認知症総合支援事業 () <input type="checkbox"/> 介護予防・生活支援サービス事業 () <input type="checkbox"/> 一般介護予防事業 ()

○研修計画 ※個人情報保護措置の研修については必須記載※

センター主催	<p>【研修内容】 個人情報保護研修、事故防止に関する研修、伝達研修</p> <p>【時期】 毎月2回行う、センター内会議にて実施</p> <p>【回数】 各年1回</p>
法人主催	<p>【研修内容】 管理者研修、新人職員研修、接遇研修</p> <p>【時期】 毎年6月～12月</p> <p>【回数】 各年1回</p>

○センターの周知計画及び夜間・早朝や休日等の緊急時における連絡体制

センター周知計画	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> チラシなどの配布 <input checked="" type="checkbox"/> 出前講座などの活用 <input checked="" type="checkbox"/> 地域行事への参加 <input checked="" type="checkbox"/> SNS・HPなどの活用 <input type="checkbox"/> その他 ()
緊急時における連絡体制 (センター内)	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 緊急時の連絡網の策定 <input type="checkbox"/> その他 ()

緊急時における連絡先・窓口の周知方法 (住民向け)	<input type="checkbox"/> 自動再生アナウンスによる緊急連絡先の案内 <input type="checkbox"/> 輪番制による携帯電話への転送 <input type="checkbox"/> 留守番電話の録音案件への折り返し対応 <input type="checkbox"/> 併設施設への電話転送による対応 <input checked="" type="checkbox"/> その他（警備員対応後職員の携帯へ連絡）
------------------------------	--

(2) 利用者満足度の向上

○苦情対応体制の整備

Q. 苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策についてを記録しているか。

記録している

記録していない

※上記で「記録している」を選択した場合、記録の管理方法を記載する。
鍵付き保管庫に紙ベースで管理、保管。

○プライバシー確保のための環境整備

個人情報の取り扱いについて区の契約・法人の規定などにに基づき対応している。

相談スペースの確保を行い、相談しやすい環境を整備している。

PC 端末の画面が関係者以外に見えないよう配置への配慮を行っている。

その他（ ）

2 個別業務

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援事業

ア 総合相談・個別支援・家族介護支援

○総合相談支援全般に関する取組計画

【総合相談内容や個別支援における課題や家庭状況の傾向・ニーズ】

高齢者が抱える課題が多種・多様化している中、相談対応にあたって高い専門性が求められる。センターのみでは解決が困難なケースも多く、多職種の連携が不可欠となっている。

【把握した傾向やニーズに対する対応・計画】

- ・職員の専門性の向上。
- ・介護、医療、権利擁護、障がい等、あらゆる課題に対して対応できる関係づくり。
- ・地域に向けたセンター機能の普及・啓発。

イ 地域包括支援ネットワーク構築・実態把握

○地域における現状やニーズの把握に関する取組計画

【地域特性の把握内容】

水害、生活困窮者、独居、高齢者世帯。

【町会・自治会・民生委員等との連携にかかる計画】

出前講座や民協への出席。社会福祉協議会の支え合い拠点推進事業への参加。(新型コロナウイルス感染症の状況による)

【相談協力員連絡会の計画】

蓮根地区民生委員に向け、高齢者支援、地域課題を踏まえた連絡会を計画する。(年1回)

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ア 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

○包括的・継続的ケアマネジメントにおける環境整備に関する取組計画

蓮根圏域の介護支援専門員や総合相談にて、医療情報や権利擁護についての相談が多いことから、以下の取り組みを行う。

- ・医療情報：往診可能なクリニックや精神科、皮膚科の往診の有無などを明確にして資源マップ作り。
- ・権利擁護：身寄りがない認知症、精神疾患高齢者が多いことから、権利擁護に関して普及・啓発を行う。

○事業者交流会の開催計画

研修	【参加対象】 蓮根圏域及び近隣の居宅介護支援事業所の介護支援専門員 【テーマ】 ケアマネジメント力向上を目的とする医療・福祉サービスとの連携 【実施時期・回数など】 蓮根圏域（年1回）、志村地区合同（年1回）
事例検討会	【参加対象】 蓮根圏域及び近隣の居宅介護支援事業所の介護支援専門員 【テーマ】 医療・福祉の連携 【実施時期・回数など】 年1回
上記以外の意見交換会	【参加対象】 ①主任介護支援専門員 ②蓮根圏域の介護保険事業者、J K K、U R 【テーマ】 ①蓮根圏域の介護支援専門員の相互の情報交換、特定事業所との情報交換 ②地域課題の発見、情報交換 【実施時期・回数など】 各年1回程度

イ 介護支援専門員等への支援

○介護支援専門員等への支援（ケアプラン自己作成も含む）に関する取組計画

【支援依頼が多い相談の概要】

- ・本人、あるいは家族に精神疾患（アルコール依存、統合失調症、うつ等）があり、サービス利用に支障が出ているケース。
- ・権利擁護の支援が必要なケース。

【支援の方針】

- ・支援依頼を受けた課題の明確化、目的の確認を行う。担当介護支援専門員等がよりよい判断に到達できるよう、能力や困難な状況を総合的に判断し、支援する。
- ・介護支援専門員等が相談しやすい環境づくりを行う。（ケアプラン自己作成についても同様）

④地域ケア会議の実施

○地域課題等を踏まえた地域ケア会議の実施計画

【小地域ケア会議】

- ・テーマ：精神疾患を持つ方への支援（蓮根地区での支援について）、権利擁護について
- ・対象：区、蓮根地区の居宅介護支援事業所、関係機関
- ・時期：6月、11月

【地区ネットワーク会議】※志村地区3センター合同開催。

- ・テーマ：介護と医療の連携について
- ・対象：区、医療機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）、町会、老人クラブ、民生委員、社協、生活支援コーディネーター、居宅介護支援事業所、訪問看護事業所、センター等
- ・時期：7月ごろ

【初期集中支援チーム員会議】

- ・家庭支援について初期段階から認知症の方やその家族を訪問、観察、評価し、包括的・継続的に行い、自立生活のサポートを行う。
- ・認知症サポート医、区、地域支援推進員が早期診断、対応を行っていく。その中で地域での検討が望ましいケースについて、小地域ケア会議等につなげて検討していく。

⑤在宅医療・介護連携推進事業

○在宅医療・介護連携推進のための多職種連携に関する取組計画

蓮根地域または志村地区で顔が見える街づくりを想定して、地域医療関係者、介護事業者、関係機関などに参加を呼び掛け、事業者交流会、小地域ケア会議、地区ネットワーク会議を実施する。

⑥生活支援体制整備事業

○協議体及び生活支援コーディネーターとの連携・協働に関する取組計画

月1回、生活支援体制整備事業に参加し、生活支援コーディネーターや自治会、老人会、民生委員との連携を深めている。また、社会福祉協議会の支え合い拠点推進事業にも月1～2回参加し、センター機能のPR、出前講座、見守りキーホルダーの周知を行っていく。

⑦認知症総合支援事業

認知症の普及啓発・ 認知症予防の推進に関する 取組計画	・認サポ養成講座を年1～2回開催する。 ・可能な状況であれば、高齢化が進んでいるマンション等への出前講座にて普及啓発活動を行う。
医療・ケア・介護サービ ス・家族介護者への支援に 関する取組計画	・併設施設内で、もの忘れ相談を年3回実施し、必要な対象者は支援につなげていく。 ・初期集中支援事業は原則2か月に1回開催する。事業の周知を図り、必要なケースの吸い上げに取り組んでいく。 ・認知症の相談があった際に、適宜内容を説明して、認知症ケアパスや認知症カフェの情報提供を行っていく。 ・家族交流会は各センターと連携し、適宜運営・開催していく。 ・担当圏域の認知症カフェに年2回参加し、情報発信や後方支援を行っていく。

<p>地域支援体制の強化、認知症バリアフリーの推進、若年性認知症、社会参加支援に関する取組計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認サポ通信を発行し、認知症サポーターの活動支援を行っていく。また、可能な状況であれば、地域での声かけ訓練の開催による活動支援も行っていく。 ・キャラバン・メイト連絡会へ参加をし、キャラバン・メイトへの情報発信に努める。 ・行方不明対策として見守りキーホルダーの普及啓発、交換を積極的に行っていく。
<p>認知症地域支援推進員としての重点的な取組計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・初期集中支援事業の実施と周知。 民生委員との連携により、地域とつながりのない認知症高齢者が多くいることが分かったため、地域につながられるよう取り組んでいく。 ・認知症サポーターの活動支援のための企画。 令和3年度は感染症の影響により、出前講座など地域に出向いた認知症に関する普及・啓発が思うようにできなかったため、可能な状況であれば地域との交流を持ちながら取り組んでいく。支え合い拠点推進事業や、J K K及びU Rの協力を得て実施していく。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

ア 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

○介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）に関する取組計画

利用者の自立支援に資するため、心身機能の改善や地域の中で役割を持って生活できるようなケアマネジメントを行う。

自立支援要介護に近い状態の利用者など、委託率3割程度を目標に一部委託を行う。

イ 短期集中型通所サービス、住民主体の通所型サービス

○要支援1、2、事業対象者のサービスの利用に関する取り組み計画

電話訪問にて状況を伺い、必要に応じてサービス利用等の支援をする。

総合相談の際に、情報提供する。

サービス事業実施団体と連携する。

②一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

○事業対象者の把握及びチェックシートの活用に関する取組計画

総合相談、介護予防住宅改修アセスメント時などにチェックシートを活用する。

他センターの圏域の方のチェックシートを行った際は、担当センターと連携する。

イ 介護予防普及啓発事業

○介護予防普及啓発に関する取組計画

住民の活動団体に出張し、介護予防啓発の講座を行う。

介護支援専門員の勉強会等で地域の介護支援専門員に情報提供し、利用の促進をする。

ウ 地域介護予防活動支援事業

○介護予防活動団体の立ち上げ及び継続支援に関する取組計画

住民型3か所、10の筋トレ2か所。
立ち上げについてはコロナ禍の状況に応じて検討する。
継続支援については随時、出前講座や助言を行う。

エ 地域リハビリテーション活動支援への協力

○リハビリテーション専門職との連携による活動支援に関する取組計画

住宅改修やケアプラン作成時に、必要に応じてリハ職に助言をいただいている。
地域リハ調整会議への参加。
勉強会の講師依頼など、介護支援専門員との顔の見える関係作り。